

## 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

### 【変更理由】

四万十町過疎地域自立促進計画（以下「過疎計画」といいます。）は、過疎法に基づく過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）などの財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用するために策定された計画です。

このたび、町の施策の推進に当たり、新たに過疎対策事業債の活用が必要となる事業が四万十町総合振興計画の実施計画事業として位置付けられましたので、過疎計画の変更を行うものです。

### 【変更内容】

過疎計画の自立促進施策区分「地域文化の振興等」の事業計画に、事業内容として「文教施設整備・改修事業」を追加します。

なお、この事業は窪川四万十会館の充実と長寿命化を図るため、経年劣化の著しい施設や付帯設備等について計画的な整備・改修を行うもので、その財源として過疎対策事業債を活用するものです。

### 【新旧対照表】

改正後				改正前			
計画書 P42 7 地域文化の振興等 (4) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）				計画書 P42 7 地域文化の振興等 (4) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	文教施設整備・改修事業	町		(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	文化財保存活用事業	町	
	文化財保存活用事業	町			(2) 過疎地域自立促進特別事業	四万十川再生事業 四万十川再生への取り組みを推進し、資源を活用した地域経済の発展に寄与する。	町